

アフターサービス規準

(物件名)

平成 年 月 日

買主 \_\_\_\_\_様

売主 (請負者) 所 市川市高石神31番17号  
 商号又は名称 株式会社 このみホーム  
 代表者の氏名 田中 一好 印

アフターサービス受付窓口 TEL 047-302-7833

アフターサービスの適用事項は戸建住宅全般に共通するよう作成してありますので、お客様の購入される住宅に該事項が記載されている場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(1) 構造耐力上主要な部分および雨水の侵入を防止する部分のアフターサービス

部位・設備		現象例	期間(年)	備考
構造体	屋根・外壁・内部耐力壁 柱はり・床・基礎	構造強度に影響を及ぼす著しい変形・亀裂 破損	10	材質的な収縮に起因し構造耐力上特に支障のないものは除く
防水	屋根 外壁	雨漏り・雨漏りによる室内仕上面の汚損	10	

(2) 仕上・下地、設備・機器、その他のアフターサービス

部位・設備		現象例	期間(年)	備考 (△対象外となる現象・部位・部品)	
構造体以外の仕上及び下地等	屋根・庇	破損・ずれ・脱落・めくれ	2	屋根葺材・水切り・雨押え等	
	軒裏	破損	2		
	雨どい	変形・破損・排水不良・取付不良	2	△枯葉等の異物のつまりによる場合	
	天井	木造部分の木材の変形・変質による著しい そり、隙間	2	△木材の乾燥収縮によるひび割れ、変形 △1mm以下の隙間	
	壁	外壁	亀裂・破損	2	△0.3mm以下のひび割れ
		内部壁	木造部分の木材の変形・変質による著しい そり、隙間	2	△木材の乾燥収縮によるひび割れ、変形 △1mm以下の隙間
	床	構造体以外のコンクリー 部分	亀裂・破損・排水不良	2	玄関土間・ポーチ・テラス・アプローチ・ポ ート △2mm以下のひび割れ
		室内床・階段	変形・剥離・変質又は著しいうき・すき 音の連続発生	2	△木材の乾燥収縮によるひび割れ、変形 △1mm以下の隙間 △床タイル仕上げのひび割れ、変形
	内装仕上げ材 (壁・床・天井)		変形・破損・仕上げ材の剥離・うき・すき	2	壁紙・クッションフロア等 △1mm以下の隙間 傷・汚れは引渡時確認のみ
	基礎		モルタル等仕上材の著しい亀裂・剥離	2	△機能上影響のないもの
	建具	外部建具・金物	変形・破損・取付不良	2	玄関扉・勝手口扉・窓・雨戸・網戸・窓枠 り・戸袋 但し、ガラス・網の破損は引渡時確認のみ
		内部建具・金物	変形・破損・取付不良	2	内部扉・襖・障子
	造作・新 工事	外部	変形・破損・取付不良	2	手すり・バルコニー等
		内部	変形・破損・取付不良	2	鴨居・敷居・カーテンレール・造作戸棚・ 家具・下駄箱等

部位・設備		現象例	期間(年)	備考 (△対象外となる現象・部位・部品)	
塗装	金属部	塗装・吹付仕上面のはがれ	1.5		
	木部		1		
防蟻		白蟻損傷	5	防蟻処理を行った部分のみ	
設備・機器	電気設備	配線	破損・結線不良	2	
		分電盤・スイッチ・コン ト	作動不良・取付不良	2	
		照明器具・インターホン プザー・非常警報機	取付不良 作動不良	2 1	△電球、電池等消耗部分は除く 機器の作動不良は、メーカーの保証期間による
	給排水 設備	給水管	水漏れ・破損・接続不良	2	△水抜き忘れによる凍結破損・パッキン等の消耗 品・ごみ、異物等による詰まり、ウォーターハ マー・排水音を除く
		排水管・トラップ	水漏れ・破損・排水不良	2	
		給水栓	作動不良・取付不良	2	
	給排 気 設備	煙突	変形・取付不良	2	
		換気扇・換気口・レンジ フード	取付不良 作動不良	2 1	機器の作動不良は、メーカーの保証期間による
		ガス・ 石油 設備	配管 栓 機器	破損・接続不良 破損・接続不良・取付不良 取付不良 作動不良	2 2 2 1
	厨房設備		水漏れ・取付不良 作動不良	2 1	流し・オープン、レンジ・吊戸棚・水切棚 機器の作動不良は、メーカーの保証期間による
	衛生設備		水漏れ・排水不良・作動不良・取付不良	2	洗面機器・便器・タンク・浄化槽 機器の作動不良は、メーカーの保証期間による
	浴室設備		排水不良・作動不良・取付不良	2	機器の作動不良は、メーカーの保証期間による
	暖 冷 房 設備	配管	水漏れ・排水不良	2	
		機器	取付不良 作動不良	2 2	機器の作動不良は、メーカーの保証期間による
	外 構 ・ 土 地	門扉・塀 (フェンスを含む)		破損・作動不良・取付不良	※
盛土・埋戻し・整地		沈下・埋没・隆起等による敷地の排水不良 機能上支障が発生	2	△機能上支障がない場合を除く	
石積・擁壁		崩壊・亀裂	2	△構造上影響のない2mm以下のひび割れ △伸縮目地部分の目地材劣化	

<アフターサービス規準運用上の留意事項>

- 本アフターサービス規準の始期 (起算日) については、次に定める通りとします。
  - 「構造耐力上主要な部分及び雨水の侵入を防止する部分」については、建設会社から分譲会社 (売主) に引渡された日
  - 上記以外は、当該物件の引渡し日
- 本アフターサービス規準は、次の場合を適用除外とします。
  - 異常気象等の天災地変及び地盤の変動、地滑り、がけ崩れ等予期できない自然現象による場合
  - 管理不十分、使用上の不注意、重量物の使用による場合
  - 増改築により、形状変更等が行われた場合
  - 第三者の故意または過失に起因する場合
- 具体的認定及び補修方法等
 

不具合が本アフターサービス規準に該当するか否かの具体的認定及び補修方法は、売主 (及び施工会社) が現地調査 (目視を基本と  
的簡易な調査) により、専門的・経験的見地から総合的に判断、決定し、実施する。
- 汚水処理場、集会室等の共用施設がある場合は、その対象施設によってアフターサービス期間を別途定めます。